

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙・「みらい」
NO. 3708
16年11月25日(金)
・Fax 095-828-1953

故意の偽証か、賃金格差に無関心なのか。 会社の元部長が正社員と期間雇用社員の ボーナスの格差を「知らない」と裁判で証言

おはようございます。

佐賀中央郵便局集配営業部で期間雇用の郵便配達員として働いていたAさんは、会社の待遇などを不満として二〇一四年一月に退職をした。

しかし、Aさんはその働いていた三年余の間に、会社から時間外手当の未払いやパワハラ(暴言や暴力行為)、自爆営業の強制、非正規雇用差別などを受けたとして、二〇一四年七月に未払い時間外手当の支払いなどを求め、佐賀地裁に提訴した。



以降、数回の裁判の審理を経て、この十一月二日に、原告のAさんと、その彼の上司「元集配営業部長の証人尋問が行われた。以下はその証言の感想記である。

Aさんは、会社の上司から「やめろ」といわれ、退職

届を部長に出す。会社側は「やめろ」とは言っていないが、ほかの道を探せば」とするが、自らの暴言を隠すのは人として道に外れる。仮に部長証言だとしても、言われた本人にとっては「やめろ」と同じだ。

二〇一三年十一月十四日



Aさんは部長机に退職届を出して席を離れたが、部長は「おい」と呼びながら追いかけて、Aさんの襟首を捕

まえるなどの暴行をしたため、周囲の社員が部長を羽交い絞めなどで制止した。

部長は「逃げたからだ」と言っているが、これが逆だったらどうだろう。社員が部長を追いかけ、後ろから部長の襟首を捕まえ、首を絞めたとする。その社員は「懲戒免職」と「刑事事件」に問われるだろう。部長はAさんの襟首を捕まえた事実を認めているが、郵政では上司の暴力は許されるのか。(会社はこの部長を問責したのか?その後この部長は九州支社へ異動した。)

他に時間外手当の未払いで部長は「事実がない」としたうえで、逆にAさんの仕事が遅く、作業態度も悪かったと証言した。また自爆営業の強制では、

部長は「自爆営業はコンプライアンス上も許されないし、事実もない」と白く答えながら、自爆は社員が年賀はがきを大量に買い取り、金券ショップに持ち込むなどの「違法性」が問題となり、国会でも取り上げられたことである。管理者がこの違法な営業実態を知らないはずがない。

Aさんは在職当時、強制的に買わされた自爆営業の証拠として、暑中がきとレターパックなどの郵便商品の束を写真に撮っており、弁護士がその写真を裁判所に提出した。商品の束は帯がつき、まとめ買いが歴然であった。裁判官は再尋問を促し、原告のAさんが「買い取った商品だ」と述べた。裁判長がこれをどう見るのかが問われる。



非正規差別では労働契約法二〇条関連で、原告側の弁護士が部長に対して、期間雇用社員と正社員の間にはボーナスで額に差があるかと尋ねると、部長は「知らない」と答えた。

これには驚いた。集配部社員のボーナスは、正社員で五十万円前後、期間雇用社員で

十万円前後であり、その格差は四・五倍であることは郵政の現場ならだれでも知っている。ましてやこの部長はその集配部のトップで、社員のスキル評価者である。その人が部下のボーナス額を知らないことはありえない。もし本当に知らないとするれば、管理不十分であり、もしも知っていたら、格差を隠すための言葉なら、明らかに虚偽の証言となる。



万が一、労働契約法二十条裁判を有利にするために、部長がウソの証言をしたとすれば、言をうたうなら問題である。であればそのほかの各証言も、その信憑性に疑問が残る。

また労働契約法二〇条関連の問題は、この公判廷で、郵政では公知の事実となっている正社員と期間雇用社員間にあるボーナスの格差を「知らない」と答えた部長の証言に尽きる。

一つは郵政の幹部は非正規社員の格差に無関心であることとを露呈した。二つは、公知のことを「知らない」とすることは、宣誓上の証言だから、明確に「偽証」で、証言者は行政処分や過料刑に問われる

可能性すらある。さらに部長が今回証言した「期間雇用社員には営業ノルマはなく、勤務評価もない。また顧客クレーム対応の必要もない」とかの期間雇用社員の人事評価は事実と異なる。

この部長証言は、郵政が二〇一四年四月に改定したあとの人事・給与規則のことであり、Aさんが在職し、退職(二〇一四年一月)した当時には営業などもスキル評価がされていたからだ。この経過を混同させ、事実と反する部長の証言は極めて問題である。

こうして会社のパワハラ、自爆強制営業、時間外手当未払い、非正規格差の否定という目的のために出廷した部長証人こそ、逆に、会社のブラック性を濃くする証言となつた。

裁判は次回の公判を二月七日(火)十時と決め、原告(Aさん)、被告(郵政)のそれぞれが最終準備書面を提出し、提訴から三年半で判決へ向かふこととなる。

郵政ユニオン長崎忘年会
十一月十日(土)二時半～
場所、駅前白木屋、会費四〇〇〇円と三〇〇〇円です。

期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちよ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員の希望者全員を正社員化する。

めざせ、均等待遇、なくそう差別!

ユニオンは労働法裁判に勝利するぞ!